

自動車税環境性能割税率一覧表【登録車】

区分		排出ガス基準・燃費基準等		営・自 区 分	環境性能割 税 率 (軽減税率)
次世代自動車	電気自動車（燃料電池自動車を含む）			営業用 自家用	非課税 非課税
	天然ガス自動車（H30排ガス基準適合（3.5t以下）又はH21排ガス基準10%低減）			営業用 自家用	非課税 非課税
	プラグインハイブリッド自動車			営業用 自家用	非課税 非課税
乗用車	ガソリン車	★★★★	R12燃費基準+85%かつR2年度燃費基準達成ガソリン車	営業用 自家用	非課税 非課税
			R12燃費基準+75%かつR2年度燃費基準達成ガソリン車	営業用 自家用	非課税 1.0% (非課税)
			R12燃費基準+65%かつR2年度燃費基準達成ガソリン車	営業用 自家用	0.5% 2.0% (1.0%)
			R12燃費基準+60%かつR2年度燃費基準達成ガソリン車	営業用 自家用	1.0% 2.0% (1.0%)
		上記に該当しないガソリン車	営業用 自家用	2.0% 3.0% (2.0%)	
	石油ガス車	★★★★	R12燃費基準+85%かつR2年度燃費基準達成石油ガス車	営業用 自家用	非課税 非課税
			R12燃費基準+75%かつR2年度燃費基準達成石油ガス車	営業用 自家用	非課税 1.0% (非課税)
			R12燃費基準+65%かつR2年度燃費基準達成石油ガス車	営業用 自家用	0.5% 2.0% (1.0%)
			R12燃費基準+60%かつR2年度燃費基準達成石油ガス車	営業用 自家用	1.0% 2.0% (1.0%)
		上記に該当しない石油ガス車	営業用 自家用	2.0% 3.0% (2.0%)	
	ディーゼル車	H30排ガス基準適合 又は H21排ガス基準適合	R12燃費基準+85%かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車	営業用 自家用	非課税 非課税
			R12燃費基準+75%かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車	営業用 自家用	非課税 非課税
			R12燃費基準+65%かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車	営業用 自家用	非課税 非課税
			R12燃費基準+60%かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車	営業用 自家用	非課税 非課税
			—	営業用 自家用	非課税 非課税
		上記に該当しないディーゼル車	営業用 自家用	2.0% 3.0% (2.0%)	
バス・ トラック	車両総重量 2.5t以下	★★★★	R2燃費基準+5%達成ガソリン車（バスに限る）	営業用 自家用	非課税 非課税
			H27燃費基準+25%達成ガソリン車（トラックに限る）	営業用 自家用	非課税 非課税
			R2燃費基準達成ガソリン車（バスに限る）	営業用 自家用	0.5% 1.0%
			H27燃費基準+20%達成ガソリン車（トラックに限る）	営業用 自家用	0.5% 1.0%
			H27燃費基準+15%達成ガソリン車	営業用 自家用	1.0% 2.0%
			上記に該当しないもの	営業用 自家用	2.0% 3.0%

区分		排出ガス基準・燃費基準等		営・自 区 分	環境性能割 税 率 (軽減税率)
バス・ トラック	車両総重量 2.5t超3.5t以下	★★★★	H27燃費基準+15%達成ガソリン車	営業用	非課税
			自家用	非課税	
			H27燃費基準+10%達成ガソリン車	営業用	0.5%
			自家用	1.0%	
			H27燃費基準+5%達成ガソリン車	営業用	1.0%
			自家用	2.0%	
		★★★	R2燃費基準達成ガソリン車(バスに限る)	営業用	非課税
			自家用	非課税	
			H27燃費基準+20%達成ガソリン車(トラックに限る)	営業用	非課税
			自家用	非課税	
			H27燃費基準+15%達成ガソリン車	営業用	0.5%
			自家用	1.0%	
		H30排ガス基準適合 又は H21排ガス基準10%低減	H27燃費基準+15%達成ディーゼル車	営業用	非課税
			自家用	非課税	
			H27燃費基準+10%達成ディーゼル車	営業用	0.5%
			自家用	1.0%	
			H27燃費基準+5%達成ディーゼル車	営業用	1.0%
			自家用	2.0%	
	H21排ガス基準適合	R2燃費基準達成ディーゼル車(バスに限る)	営業用	非課税	
		自家用	非課税		
		H27燃費基準+20%達成ディーゼル車(トラックに限る)	営業用	非課税	
		自家用	非課税		
		H27燃費基準+15%達成ディーゼル車	営業用	0.5%	
		自家用	1.0%		
上記に該当しないもの	営業用	2.0%			
	自家用	3.0%			
車両総重量 3.5t超	H28排ガス基準適合 又は H21排ガス基準10%低減	H27燃費基準+10%達成ディーゼル車	営業用	非課税	
		自家用	非課税		
		H27燃費基準+5%達成ディーゼル車	営業用	0.5%	
	自家用	1.0%			
	H27燃費基準達成ディーゼル車	営業用	1.0%		
		自家用	2.0%		
上記に該当しないもの				営業用	2.0%
				自家用	3.0%

※新車・中古車は問いません。

※★★★★はH30排ガス基準50%低減又はH17排ガス基準75%低減を、★★★はH30排ガス基準25%低減又はH17排ガス基準50%低減のことをそれぞれ指します。

※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した「自家用乗用車」については、()内の軽減税率が適用されます。

※令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、乗用車のガソリン車又は2.5t以下のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「令和12年度燃費基準+85%達成」は「平成22年度燃費基準+84%達成」に、「令和12年度燃費基準+75%達成」は「平成22年度燃費基準+62%達成」に、「令和12年度燃費基準+65%達成」は「平成22年度燃費基準+41%達成」に、「令和12年度燃費基準+60%達成」は「平成22年度燃費基準+30%達成」に、「令和12年度燃費基準+105%達成」は「平成22年度燃費基準+57%達成」に、「令和2年度燃費基準達成」は「平成22年度燃費基準+50%達成」に、「平成27年度燃費基準+25%達成」は「平成22年度燃費基準+57%達成」に、「平成27年度燃費基準+20%達成」は「平成22年度燃費基準+50%達成」に、「平成27年度燃費基準+15%達成」は「平成22年度燃費基準+44%達成」に読み替えます。

※令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、乗用車のガソリン車、石油ガス車、ディーゼル車のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「令和12年度燃費基準+85%達成」は「令和2年度燃費基準+123%達成」に、「令和12年度燃費基準+75%達成」は「令和2年度燃費基準+109%達成」に、「令和12年度燃費基準+65%達成」は「令和2年度燃費基準+94%達成」に、「令和12年度燃費基準+60%達成」は「令和2年度燃費基準+87%達成」に読み替えます。

軽自動車税環境性能割税率一覧表【軽自動車】

区分		排出ガス基準・燃費基準等		営・自 区分	環境性能割 税率 (軽減税率)
次世代自動車		電気自動車（燃料電池車を含む）		営業用	非課税
				自家用	非課税
		天然ガス自動車（H30排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減）		営業用	非課税
				自家用	非課税
乗用車	ガソリン車	★★★★	R12燃費基準+75%かつR2燃費基準達成ガソリン車	営業用	非課税
				自家用	非課税
			R12燃費基準+60%かつR2燃費基準達成ガソリン車	営業用	0.5%
		自家用	1.0% (非課税)		
		R12燃費基準+55%達成ガソリン車	営業用	1.0%	
	自家用	2.0% (1.0%)			
	上記に該当しないもの		営業用	2.0%	
			自家用	2.0% (1.0%)	
トラック	車両総重量 2.5t以下	★★★★	H27燃費基準+25%達成ガソリン車	営業用	非課税
				自家用	非課税
			H27燃費基準+20%達成ガソリン車	営業用	0.5%
		自家用	1.0%		
		H27燃費基準+15%達成ガソリン車	営業用	1.0%	
	自家用	2.0%			
	上記以外の車		営業用	2.0%	
			自家用	2.0%	
上記以外の車				営業用	2.0%
				自家用	2.0%

※新車・中古車は問いません。

※★★★★はH30排ガス基準50%低減又はH17排ガス基準75%低減のことを指します。

※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した「自家用乗用車」については、()内の軽減税率が適用されます。

※令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、乗用車又は2.5t以下のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「令和12年度燃費基準+75%達成」は「平成22年度燃費基準+62%達成」に、「令和12年度燃費基準+60%達成」は「平成22年度燃費基準+30%達成」に、「令和12年度燃費基準+55%達成」は「平成22年度燃費基準+19%達成」に、「令和2年度燃費基準+60%達成」は「平成22年度燃費基準+50%達成」に、「平成27年度燃費基準+25%達成」は「平成22年度燃費基準+57%達成」に、「平成27年度燃費基準+20%達成」は「平成22年度燃費基準+50%達成」に、「平成27年度燃費基準+15%達成」は「平成22年度燃費基準+44%達成」に読み替えます。

※令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、乗用車のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「令和12年度燃費基準+75%達成」は「令和2年度燃費基準+109%達成」に、「令和12年度燃費基準+60%達成」は「令和2年度燃費基準+87%達成」に、「令和12年度燃費基準+55%達成」は「令和2年度燃費基準+80%達成」に読み替えます。